

川崎市水田保全事業補助金交付要綱

(令和2年3月31日市長決裁 31 川経農地第 403 号)

(通則)

第1条 川崎市水田保全事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 都市化が進んだ本市において、都市農地は「食」の供給のみならず、多面的な機能を持つ。中でも水田は、「水資源のかん養」や「環境保全」、「景観形成」、「生物多様性」、「都市住民との交流の場の提供」等、より多面的な機能を持っており本市において重要な役割を果たしている。この要綱は、水田耕作を支援することにより、都市農地が持つ多面的機能を改めて評価、保全し、活用を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「必要経費」とは、別表1に掲げるものをいう。

2 この要綱において「事業主体」とは、第4条第1項に掲げるものをいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱に定める事業主体及び補助金の交付を受けることができるものは、市内の農業者の組合・団体とする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

(3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象事業及び補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、水田を耕作（水稲栽培）する事業であって、次に掲げる全てを満たすものとする。

(1) 水田耕作（水稲栽培）にあたり、農業者の組合・団体に動力揚水機を所有し使用していること。

(2) 水田を活用した食育に資する取組や水田の収穫物販売により、地域への「食」の供給が地産地消に寄与し、地域住民と「農」を繋ぐ交流の場を提供していること。

2 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は消費税及び地方消費税を除く、次に掲げるものとする。

(1) 水田耕作（水稲栽培）に要する、かんがい用水確保のために設置した動力揚水機の動力費

(2) 地域への「食」の供給により地産地消に寄与し、地域住民と「農」を繋ぐ交流の場を提供することを目的に実施する、水田を活用した食育に資する取組等に係る必要経費。

3 次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 既に補助対象事業を実施しているもの又は終了しているもの
- (2) 同一内容、同一経費で既に川崎市又は他の行政機関等の助成制度による助成を受けているもの又は採択が決定しているもの
- (3) その他市長が不相当と認めるもの
(補助率及び補助金の額)

第6条 前条第2項第1号に係る補助金の額は、補助対象経費の80%以内とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前条第2項第2号に係る補助金の限度額は1事業につき1万6千円とする。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業開始前までに川崎市水田保全事業補助金交付申請書(第1号様式)に、事業計画・報告書(第2号様式)を添えて市長に申請しなければならない。なお、申請にあたって代理人に委任する場合は、委任状(第1号様式別紙1)により、委任者及び受任者を明らかにすること。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合には、速やかに書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により内容を調査し、適正と認めたものについて補助金の交付を決定し、交付決定通知書(第3号様式)により事業主体に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ申請者又は前項の交付の決定を受けたものが、第4条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うものとする。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(事業の変更等)

第9条 事業主体は、次の各号に該当する場合には、速やかに変更申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容の変更又は動力費の大きな変更
- (2) 事業の中止又は廃止

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合には、内容を審査し、適正と認めたものについて、変更承認書(第5号様式)により事業主体に通知するものとする。

(事業着手の時期)

第11条 事業の着手は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(実績報告)

第12条 事業主体は、補助対象事業を完了したときは、事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了した日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画・報告書（第2号様式）
 - (2) 支払いを証する書類の写し
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- （完了検査）

第13条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合には、速やかに書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により内容を検査するものとする。

（補助金の確定及び交付）

第14条 市長は、前条の規定による検査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金交付確定通知書（第7号様式）により事業主体に通知するものとする。

2 事業主体は、前項の通知を受けたときは、市長に補助金の請求書を提出し、市長は補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第15条 市長は、事業主体が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当と認められたとき。
- (3) この要綱により提出する書類に偽りの記載があったとき。
- (4) その他不正行為があると認められたとき。
- (5) 第4条第2項各号のいずれかに該当することがわかったとき。

（書類の整備）

第16条 事業主体は、補助金の交付を受けたときは、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（実施状況の調査等）

第17条 市長は、補助対象事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助対象事業に係る帳簿等の関係書類や購入品等、実施状況について調査できる。

（届出事項）

第18条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 申請者住所、名称又は代表者氏名を変更したとき。
- (2) 天災その他不可抗力のため補助対象事業を継続できなくなったとき。

(事業成果の普及)

第19条 事業主体は、市長が補助対象事業の成果を普及するための事業を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

川崎市農業生産基盤整備事業補助金交付要綱（平成3年10月21日施行）

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表1 必要経費

対象となる経費	
1	食育に関する説明資料、ポスター等の制作費、印刷費
2	第5条第1項第2号に掲げる事業で使用する、包装資材や販売促進に資する広告・宣伝物等の制作費、購入費
3	その他、第2条に掲げる事業目的の達成に必要と認められる経費
対象とならない経費	
1	1件2万円以上の備品等購入費
2	購入に係る運搬費、通信費、手数料等
3	財産取得費
4	汎用性の高い備品等購入費
5	経常的な経営に関する経費
6	社会通念上適切でないと認める経費
7	補助対象事業以外の事業に係る経費と区別を客観的に証することができない経費
8	「対象となる経費」以外の経費